

浜松市監査事務局障がい者活躍推進計画（第２期）

機関名	浜松市監査事務局
任命権者	代表監査委員
計画期間	令和７年４月１日～令和１２年３月３１日（５年間）
浜松市監査事務局における障がい者雇用に関する課題	浜松市監査事務局においては、職員総数が１５人程度の小規模な機関であり、職員は市長事務部局からの出向者で構成されており、これまで独自の職員募集・採用は行っていない。 事故等により身体障がい者となった職員が在籍することも想定されるが、個別に対応することで大きな問題は生じないとする。
目標	
障がい者雇用の推進に関する目標	○障がい者雇用の推進に関する理解を促進する。
取組内容	
１．障がい者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として監査事務局次長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障がい者である職員の相談窓口を設定し、メール等により周知する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、３か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
２．障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、市長事務部局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
３．障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○相談窓口への相談のほか、年１回以上の定期的な面談を実施することで必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。 ・「自力で通勤できること」といった条件を設定する。 ・「介助者なしで業務遂行が可能」といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
４．その他	○国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。 ○財務部調達課が毎年度策定する「障害者優先調達方針」に基づき、障がい者優先調達の趣旨を理解のうえ、発注促進に努める。